

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の施行  
に伴う日時給制職員に対する有給休暇の付与について（案）

1. 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案に対する附  
帯決議（平成30年12月6日参議院内閣委員会）（抄）

本法の施行により、来年の4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。

よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項に万全を期すべきである。

1～4 （略）

5 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主等において適切な対応が取られること。

6 及び7 （略）

2. 「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の円滑な施行に向けて（平成31年4月10日付 内閣府大臣官房総務課管理室 厚生労働省 労働基準局総務課事務連絡）（概要）

附帯決議の趣旨も踏まえ、業務の状況に応じ、貴府省所管の独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人において適切なご配慮をお願いしたく、周知をお願いします。

配慮として想定される例

- ・ 今回の10連休において、特定の労働者に業務が集中するなどにより過度な長時間労働が発生することのないように勤務態勢を整える。なお、今回の10連休が繁忙期に当たるような場合には、その後に労働者が連続休暇を取得できる環境を整える。
- ・ 国民の祝日、休日にできる限り労働者を休ませる。また、その場合に、有給休暇の追加的付与等により賃金の減収を生じないようにする。

### 3. 有給の特別休暇の付与

本学の就業規則において、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日は、職員（変形労働時間制の適用を受ける職員を除く。）の休日として規定されている。

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）」の施行に伴い、本年に限り、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日及び 10 月 22 日が休日とされたことにより、本学職員の休日が増加した。

これにより、月給制職員及び年俸制職員にあっては、休日の増減にかかわらず、給与支給額に変動はないが、日給制及び時間給制の職員（以下「日時給制職員」という。）においては、給与支給対象となる労働日が最大 4 日減少することとなった。

以上の状況において、国から、附帯決議の趣旨も踏まえ、各事業主等において適切な対応を求める依頼があったことを踏まえ、本学の日時給制職員の職務能率の増進の観点からも、有給の特別休暇を付与することとする。

### 4. 対象となる職員

次の就業規則の適用を受ける日時給制職員で、かつ、同法の施行がなかった場合に、本年 4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日及び 10 月 22 日に、勤務日が置かれている職員。

- ① 国立大学法人北海道大学契約職員就業規則（平成 16 年海大達第 87 号）
- ② 国立大学法人北海道大学短時間勤務職員就業規則（平成 16 年海大達第 88 号）
- ③ 国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成 18 年海大達第 35 号）
- ④ 国立大学法人北海道大学嘱託職員就業規則（平成 16 年海大達第 89 号）

### 5. 付与日数

在職期間に応じて 1 日から 4 日まで付与。

### 6. 施行予定日

令和元年 7 月 1 日

## 国立大学法人北海道大学日時給職員の特別の有給休暇に関する規程（案）関係資料

### 1. 制定の理由

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）の規定により休日の日数が増加したことに伴い、給与の減少が生じる職員（以下「特定日時給職員」という。）に、特別の有給休暇を付与することについて、所要の定めを行うものである。

### 2. 主な制定内容

特定日時給職員に特別の有給休暇を付与すること。（第 2 条関係）

### 3. 制定日及び施行日

令和元年 7 月 1 日

海大達第 号  
令和元年7月1日

国立大学法人北海道大学日時給職員の特別の有給休暇に関する規程を次のように定める。

国立大学法人北海道大学総長職務代理

笠原正典

## 国立大学法人北海道大学日時給職員の特別の有給休暇に関する規程（案）

### （目的）

**第1条** この規程は、国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号。次条第1項において「特任教員就業規則」という。）、国立大学法人北海道大学契約職員就業規則（平成16年海大達第87号。次条第1項において「契約職員就業規則」という。）、国立大学法人北海道大学短時間勤務職員就業規則（平成16年海大達第88号。次条第1項において「短時間職員就業規則」という。）、国立大学法人北海道大学嘱託職員就業規則（平成16年海大達第89号。次条第1項において「嘱託職員就業規則」という。）及び国立大学法人北海道大学子どもの園保育園臨時職員就業規則（平成17年海大達第63号。次条第1項において「保育園臨時職員就業規則」という。）の適用を受ける職員のうち、基本給の決定方法が日給又は時給である職員であって、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号。次条において「即位日等休日法」という。）の規定により休日の日数が増加したことに伴い、給与の減少が生じる職員（次条において「特定日時給職員」という。）に付与する特別の有給休暇（次条において「特別有給休暇」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （特別有給休暇）

**第2条** 特定日時給職員のうち、即位日等休日法が施行されなかつたと仮定した場合に、平成31年4月30日、令和元年5月1日、同月2日及び同年10月22日（次項においてこれらの日を「即位日等休日」という。）の一部又は全部が所定の勤務日となる職員に、特任教員就業規則第47条、契約職員就業規則第48条、短時間勤務職員就業規則第41条、嘱託職員就業規則第13条及び保育園臨時職員就業規則第39条の規定にかかわらず、特別有給休暇を付与する。

2 特別有給休暇は、次の表に掲げる特定日時給職員の区分に応じた付与日数とする。

特定日時給職員の区分	付与日数
即位日等休日法が施行されなかつたと仮定した場合に、即位日等休日が所定の勤務日となる職員	4日

即位日等休日法が施行されなかつたと仮定した場合に、即位日等休日のうち、いずれか3日が所定の勤務日となる職員	3日
即位日等休日法が施行されなかつたと仮定した場合に、即位日等休日のうち、いずれか2日が所定の勤務日となる職員	2日
即位日等休日法が施行されなかつたと仮定した場合に、即位日等休日のうち、いずれか1日が所定の勤務日となる職員	1日

- 3 特別有給休暇の有効期間は、令和2年3月31日までとする。  
 4 特別有給休暇の単位は、1日とし、1時間又は1分を単位とする取得は認めない。  
 (実施に関し必要な事項)

**第3条** この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和元年7月1日から施行する。